

令和3年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第7回 理事会議事録抄本

招集年月日 令和4年3月 8日(火)
開催日時 令和4年3月28日(月) 午前9時30分から午前10時36分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 会議室B
出席理事名 石田 進、狭山利和、鈴木伸洋、五十嵐清美、信太俊浩、花田三男、千葉千恵子、
岩月榮子、西川寧人、保立典昭、古川多美雄、畠山 修
欠席理事名 今郡利夫、小島真知子、卯月秀一、中嶋正子、野村みさ子、山川慎太郎
出席監事名 中山照明、徳永正克

理事総数18名中12名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立していることを事務局から報告。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。

議 事

議案第1号 職員のハラスメント防止等に関する規程の制定(案)について

事務局(相良光浩センター長)から、労働施策総合推進法改正に伴い、職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務付けされたことに基づき、新たに標記規程を制定すること。併せて「職場におけるハラスメント防止に関する基本指針(案)」を策定し、法人内外への周知啓発を図る旨が説明され、その後、質疑に入った。

(西川寧人理事)

本規程の対象となる職員にはアルバイトの方など、いわゆる弱者にあたる職員も含まれますか。

(事務局:相良光浩センター長)

今回制定します規程は、本会の「事務局職員就業規則」「常勤職員就業規則」「非常勤職員就業規則」を全て包括しており、本会に属する全職員統一の規程として定めるものとなっております。

(古川多美雄理事)

第10条の条文中「~当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならぬ。」と謳っていますが、これはどのような対応で、その後のフォロー等はどのようなことを考えているのか、お聞きしたいのですが。

(事務局:相良光浩センター長)

フォローも含め、相談・苦情受付の窓口設置を明確に規程へ位置づけ、内外に周知することになっております。本規程案では、相談等の対応として第7条に相談窓口等の規定をしております。ここが相談の最初の窓口になるとともに、その後の当該職員に対するフォローも一体的に行っていくセクションとしていくことを想定しております。

(鈴木伸洋理事)

第8条の「ハラスメント審査会」というのは、具体的にどう組織されるのですか。

(事務局:相良光浩センター長)

第8条に定めるハラスメント審査会は、委員長及び委員若干名をもって組織すると規定しておりますが、本会副会長を委員長とさせてもらい、他の委員はハラスメント被害の状況によりその都度会長が委員を指名していくスタイルを考えております。これは本会が既に設置しております懲戒処分審査会に準じた委員構成です。

(石田進議長)

本規程の制定にあたり神栖市役所のもとの摺り合わせは終わっているのでしょうか。

(事務局：相良光浩センター長)

この規程案は「神栖市職員のハラスメント防止等に関する規程」を参考に作成しておりますので、市職員との整合性は図れております。

(石田進議長)

了解です。こういう規程を制定した上で、今後はこういう事態を未然に防いでいけるよう、組織のコミュニケーションといったことが非常に大事だと思っていますので、規程を作るだけでなく、今後の運用に関してもしっかりと社協の中で議論を進めて参りたいと思います。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第2号 職員の給与等に関する規程の一部改正(案)について

議案第3号 事務局職員就業規則の一部改正(案)について

議長から、内容の関連性をふまえ2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛同を得た後議長から議案第2号及び議案第3号の内容説明が求められた。

事務局(相良光浩センター長)から改正理由について、1点目は「職員のハラスメント防止等に関する規程」の新規制定に併せ現行就業規則の条文を整理すること。2点目は、職員の休職または復職に関する手続き、及び休職期間中の給与等の取り扱いにつて整理・明文化する旨が説明された。続いて改正内容について、「職員の給与等に関する規程」は、神栖市職員の例に準じ第6条(休職者等の給与)第2項を削除。「事務局職員就業規則」は、第9条(休職)に第3項と第4項を追加し、第10条の2(休職期間中の義務)を追加、第11条(復職)に関しては第2項から第5項まで追加。14条、15条は、「職員のハラスメントの防止等に関する規程」新規制定に伴い第14条のみを残し、第15条は削除する形で整理する内容が説明され、その後、質疑に入った。

(古川多美雄理事)

給与等に関する規程第6条から第2項を全て削除する改正案について、休職された方に賃金が発生するのは1年間のみとなり、2年目、3年目以降は無くなるわけですが、例えば20年、30年勤めて永年会社に貢献された職員でも、病気休職した場合は同じ考え方になるのですか。

(事務局：相良光浩センター長)

休職期間は勤続期間に関わらず、就業規則第10条の規定により最長で3年間です。うち賃金が発生する期間は最初の1年間になります。2年目以降給与支給はなくなりますが、健康保険の傷病手当金を受けることができます。これは被保険者が病気や怪我のため仕事を休み、会社から給与等を得られない時、標準報酬月額 $\frac{2}{3}$ が最長1年6ヵ月間本人に支給されるものです。休職期間が長期化した場合、給与等の支給終了後は健康保険の手続きを行い、給与不支給分を担保していくことを基本的な考え方として進めたいと考えています。

(古川多美雄理事)

2年目以降は健康保険で対処するという考え方ですが、仮に3年を経過した以後は解雇になるのですか。逆に言うと、3年目までは何とか面倒を見ますよ、表現は悪いですが、3年は居ていいですよということなんですか。

(事務局：相良光浩センター長)

与えられた休職期間を満了してもなお復職ができなかったときは退職とすると、就業規則第33条第3号に規定されております。いずれも市職員に準じた取り扱いです。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第4号 常勤職員の就業規則の一部改正(案)について

議案第5号 非常勤職員の就業規則の一部改正(案)について

議長から、内容の関連性をふまえ2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛同を得た後議長から議案第4号及び議案第5号の内容説明が求められた。

事務局(相良光浩センター長)から、両議案共通の改正理由として、「職員のハラスメント防止等に関する規程」制定に伴う条文整理。常勤職員就業規則の改正理由として、神栖市会計年度任用職員に準じ本会常勤職員の賞与について改正を図る旨が説明され、その後、質疑に入った。

(古川多美雄理事)

常勤職員の賞与について、令和4年4月から2名の常勤職員の雇用を予定しているから、今回市の会計年度任用職員規則に準じた改正を図るという考え方で良いですか。

(事務局:相良光浩センター長)

今までは該当職員がおりませんでしたので、市に準じた改正が遅れておりました。今回正式に雇用を予定しておりますのでそれに先駆けて、遅れてしまいましたけれども規則の改正をさせていただきたく提案いたしました。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第6号 令和4年度 神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

事務局(荒井真由美事務局次長)から、事業計画案の内容が説明され、その後、質疑に入った。

(古川多美雄理事)

事業計画書に「IV-1-(5) 会員会費制の充実」とあります。ここには「戸別加入(一般会員、特別会員)以外に、幅広い加入スタイルを提案」とありますがどのようなお考えなんですか。

(事務局:橋田勝事務局長)

社会福祉協議会は昭和61年の法人化以来、各地区の区長さん、組長さん、班長さんのご協力を得て住民会費制を採っており、その多くは各地区にお願いするスタイルですが、現在神栖市における自治会加入率が50%を下回っている中で、自治会未加入世帯も社会福祉協議会の会員になりやすいように、銀行振込や社協窓口での個別加入を、社協ニュースやホームページでご案内しています。その結果、地区には入っていないが社協の会員になりたいと、社協の神栖本所・波崎支所に直接来局される方も少しずつ増えてきておりますので、事業計画に記載した「様々なスタイル」とは、そういった意味合いから、主に銀行振込、または直接来局していただくというスタイルを指しております。

(五十嵐清美理事)

4年度重点事業として「もったいないを橋渡しプロジェクト」とありますが、私のところにも「子ども食堂を開業したい」という相談が入ることがあります。このプロジェクトでは、こういった団体のサポートにはどのくらい取り組んでいくのですか。

(事務局:荒井真由美事務局次長)

子ども食堂をはじめ、社協に登録している団体さんは様々な支援活動を展開しています。今回のプロジェクトでは、そういった団体を社協が後押しする形で、例えば子ども食堂などで活用する食材を、プロジェクトに寄せられた食材から支援するといったように、社協が生活困窮世帯等に直接ものを差し上げる形ではなく、様々な支援活動を展開している団体に対し、寄付食品の活用を通して側面的に支えていくことを基本的な仕組みとしております。

(五十嵐清美理事)

例えば各企業がこども食堂、NPO法人に寄付しているわけですが、またそこにダブルで社会福祉協議会も支援をしていくわけですか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

場合によっては重なることがあるかもしれませんがダブルではありません。社協には現在70以上のボランティア団体が登録されていますが、例えばこども食堂を展開している団体の中には自分達でも直接いろんな企業等に協力を呼びかけている団体もあると思います。ただそういった呼びかけを独自で行わずに活動している団体もあるので、そういった団体にも支援が届くようにします。

(五十嵐清美理事)

では、他の団体みたいに相談や助言だけでなく、他の団体も育てていくということでしょうか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

そうです。他には、市内の社会福祉施設等にも活用いただけるよう、現在各施設へのご案内を進めているところですが、この取り組みをPRして、市内の団体や福祉施設にも幅広く参加していただくことが今回の狙いとなっております。子ども食堂さんも社協にご登録いただき、社協がご支援する一つの団体として活用していただければと考えております。

(中山照明監事)

今ニュースでも話題になっております、国家に対する不当な侵略をされているウクライナに対し市あるいは社協として、何か具体的な支援をしていく方策はあるのでしょうか。市の社協は基本的には市民に対する支援ですので、国への支援等大きなことは市がやるのかどうか判りませんが、市または社協ではどのような具体的支援が可能なのかについて検討はされているか教えてください。

(石田進議長)

それは私からお答えいたします。今日は五十嵐市議会議長もおりますが、市議会ではロシアの侵略戦争について抗議文をまとめたということです。これは国家間の問題ではありますが、市にもいろんな市民の方から何かできることがあるのではというお声を沢山いただいたので、市では先々週ぐらいに検討をいたしました。様々な角度から検討した結果、募金活動が、国際的な機関を通してお渡しできるということで、市の長寿介護課を始め8カ所ぐらいに募金箱を設置しました。さらに本庁舎と分庁舎にはロシアの侵略に対する抗議の意味を込めてウクライナ国旗の形を作り掲示して、2週間くらいたったところでしょうか。この後どういった動きになるか注視し、県や国とも連携しながら、できることを模索して進めていきたいと思っております。まず市でそういう動きがありますので、社協でも出来ることがあれば、先ほどの子ども食堂の話もそうですけれども、様々な団体からいろいろな思いが出て、マンパワーが立ち上がってくれるのは大事なことで、大変ありがたいことですから、社協の方で連携して取りまとめをさせていただいて、いろんな各機関の皆さんの力をお借りして少しずつ良い方向にしていこうと思っております。今回のウクライナ問題で、市民の皆さんからいろいろな声をいただいたのは事実なんですけれども、反面ロシアの市民も居るのになんでウクライナばかりやるんだという抗議のメールも私宛に入っています。国際的な問題の中で実に様々なだと思いつつ、ただ私は、今回の件は国際的な協調の中に日本もあるという認識での判断ですので、ご理解をいただければと思っております。

(中山照明監事)

まずは市が全体のことで議会の方と動き出すと。それにこれからフォローするようなことがもし社協としてあればそれは協議しながらやっていくという発想でよろしいですか。

(石田進議長)

はい。まず、市が動いていますので。社協も県社協の動きもあるでしょうから、その都度協議を進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(五十嵐清美理事)

議会もチェックしていきます。

以降の質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第7号 令和4年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第8号 令和4年度 公益事業区分 収支予算(案)について

議長から、内容の関連性をふまえ2件を一括で審議することが提案され、全会一致で賛同を得た後議長から議案第7号及び議案第8号の内容説明が求められた。

事務局(相良光浩センター長)から、令和4年度予算編成にあたり、福祉活動基金現保有額8,800万円のうち100万円を処分する計画であることが説明された後、各拠点区分の予算概要が説明され、その後質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で原案のとおり決議した。

議案第9号 令和3年度第3回評議員会の招集について

事務局(相良光浩センター長)から、定款第14条に基づき、第3回評議員会の日時及び内容について理事会の決議を求める旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で以下のとおり決議した。

1. 会議名称 令和3年度第3回評議員会
2. 開催日時 令和4年3月28日(月)午後2時開会
3. 開催場所 神栖市保健・福祉会館
4. 議事案件 議案第1号 補欠役員(理事)の選任(案)
議案第2号 定款の一部変更(案)
議案第3号 令和3年度社会福祉事業区分収支補正予算(案)
議案第4号 令和4年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)
議案第5号 令和4年度社会福祉事業区分収支予算(案)
議案第6号 令和4年度公益事業区分収支予算(案)
報告第1号 職員のハラスメント防止等に関する規程の制定
5. 招集予定 評議員31名

議案第10号 補欠評議員候補者の選任について

事務局(相良光浩センター長)から、選出母体の役職交替等により退任される猿田幸助評議員、高安裕子評議員の後任者について、評議員選任規程第2条の規定に基づき、評議員候補者を選任する必要があること、併せて評議員選任委員会の実施について理事会の決議を求める旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され採決に入った。採決の結果、議長を除く賛成11名、反対0名で以下のとおり決議した。

評議員候補者は、保立憲正氏（神栖市長寿介護課長）、出沼悦子氏（神栖市障がい福祉課長）の2名とする。評議員選任委員会は、今回は評議員2名のみでの選任であることと、新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議を招集せず書面審議とし、委員全員から書面で意見を求める。

その他

会議閉会にあたり事務局から、畠山修理事が3月末日をもって理事職を退任することが報告され、畠山修理事より退任の挨拶があった。

上記の記録が正確であることを証明するため記名押印する。

中野

監事 中野 照明  令和 年 月 日署名

徳永

監事 徳永 正亮  令和 年 月 日署名

石田

理事(会長) 石田 進  令和 年 月 日署名